

○鯖江・丹生消防組合長期継続契約をすることができる契約を定める条例

平成29年4月1日

条例第2号

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第234条の3および地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) リース契約(賃貸人が賃借人の指定した物品を購入し、これを当該賃借人に賃貸する契約であつて、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものをいう。)
- (2) 毎年4月1日から役務の提供を受ける必要がある業務(一定の期間内に終了することが見込まれるものを除く。)に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。